

長野県教育委員会の所管に属する公益信託の引受許可審査基準

(昭和 63 年4月 13 日 教育長決裁)

長野県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則に基づく公益信託の引受許可は、次の各項の趣旨に沿うものについて、これを行うものとする。

1 目的について

- (1) 教育委員会の所掌事務の範囲内に属する事業を行うことを目的とすること。
- (2) 長野県内において事業を行うことを目的とすること。
- (3) 積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものであること。したがって、次のようなものは引受けを許可しない。
 - ア 委託者と特定の関係を有する者相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。
 - イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。
 - ウ 特定個人の精神的又は経済的援助を目的とするもの。

2 事業について

公益信託の事業は、次の事項のすべてに適合すること。

- (1) 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。
- (2) 事業内容は、原則として、奨学金、助成金、奨励金、寄附金等の支給又は教育研究機器、図書等の配付のような資金又は物品の給付事業であること。
- (3) 事業内容が信託行為に具体的に明確にされていること。
- (4) 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。

3 名称について

公益信託の名称は、当該公益信託の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものであって公序良俗に反しないものであること。したがって、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又は公益信託と誤認されるおそれのある名称
- (3) 当該公益信託の事業内容とかけはなれた名称
- (4) 特定の個人、団体の宣伝を目的としていると判断される名称

4 信託財産について

公益信託は、その目的を達成するため、事業活動を継続するのに必要な確固とした財政的基盤を有していること。したがって、少なくとも次の事項に適合しなければならない。

- (1) 引受当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な事業が遂行できる見込であること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な事業が存続期間を通して遂行できる見込であること。
- (2) 価値の不安定な財産又は過大な負担付き財産が、上記(1)の財産の相当部分を占めていないこと。
- (3) 原則として、引受け当初の信託財産は1000万円以上であること。

5 信託報酬について

公益信託の引受けに係る信託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。

6 機関について

- (1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、また、運営委員会等を設置しなければならない。
- (2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ、継続的な管理運営を可能とするようなものでなければならない。したがって、各機関については、その事務内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合しなければならない。

ア 受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有する法人であること。

イ 信託管理人

- ① 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。
- ② 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。
- ③ 信託管理人は、原則として個人であること。

ウ 運営委員会等

- ① 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態から見て多すぎないこととし、特別な理由がある場合を除き10人以内であること。
- ② 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる事業について深い学識経験を有する個人であること。
- ③ 運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないこと等、適正な運営が行われるような構成であること。
- ④ 運営委員会等は、構成員の多数の意志が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。
- ⑤ 構成員の任期は、あまり長期でないこと。